

第5章 農産園芸局

第1節 農業生産体制強化総合推進対策

1 対策の趣旨

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う新たな国境措置の下で、我が国農業を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業として次世代に受け継いでいくためには、「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月10日農林水産省公表。以下「新政策」という。）及び「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」（平成6年8月12日農政審議会報告）に即して、我が国農業の生産体制の抜本的強化を図っていくことが必要である。本対策はウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの期間に、生産性の向上、農産物の高付加価値化等に資する施設整備に重点を置きつつ、新技術、新たな生産方式の導入等によって、効率的・安定的経営体育成の加速化、作物・地域の特色に対応した多様な農業生産の振興等により、国内農業生産体制の抜本的強化を目指すものである。

このため、本対策においては、畜産との関連を十分考慮しつつ、地域の主要作物を中心とした農業生産の総合的な振興に関する計画を作成するとともに、これに基づき、共同利用機械・施設の整備、小規模土地基盤整備、担い手への技術・経営指導、新技術の実証等を内容とする事業（以下「農業生産体制強化総合推進対策事業」という。）を普及組織の濃密な指導援助の下に総合的、計画的に実施している。

2 対策の目標

この対策は、地域の諸条件に対応し、地域内の農業者等の総意の反映に努め、当該農業者の自主性と創意工夫の十分な発現によって、新政策が示す効率的・安定的農業経営が生産の大宗を担うモデル産地の育成を図ることにより、国際環境の変化に対応した我が国農業の生産体制の抜本的強化を図るという観点から、次の事項を目標として推進するものとしている。

- (1) 地域、産地等の段階における経営体等を中心とした農業生産体制（システム）の確立、新技術・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保、生産性の高い水田営農の推進等を通じた効率的・安定的経営体育成の加速化
- (2) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の強化、中山間地域等を中心とした高付加価値型農業の推進等地域・作物の特色に対応した多様な農業生産の振興
- (3) 環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の確立
- (4) これらを通じて生産性や品質の向上等を基本とした農業生産体制の抜本的強化

3 対策の概要

農業生産体制強化総合推進対策の進め方、内容等については次のとおりである。

(1) 地域の農業生産に関する総合的な振興計画等の策定

都道府県知事又は市町村長は、農業生産の総合的な振興に関する各般の施策を推進するに当たって、平成12年度を目標とする都道府県農業生産総合振興基本方針（以下「県振興基本方針」という。）又は市町村農業生産総合振興計画（以下「市町村振興計画」という。）を次により策定するものとしている。

なお、県振興基本方針及び市町村振興計画は、畜産再編総合対策基本要綱（平成7年4月1日付け7畜B第370号農林水産事務次官依命通達）第3に基づく振興計画等と一体的に策定するものとし、また、当該方針及び計画の策定に当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に基づく農業経営基盤の強化促進に関する基本方針（以下「経営基盤基本方針」という。）、第6条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「経営基盤基本構想」という。）、緊急生産調整推進対策実施要綱（平成10年4月8日付け10農産第1400号農林水産事務次官依命通達、以下「緊急生産調整対策要綱」という。）第4に基づく都道府県生産調整推進基本方針及び市町村生産調整推進基本計画並びに特定農山村地域におけ

る農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第4条に基づく農林業等活性化基盤整備計画との連携に留意するものとしている。

ア 県振興基本方針

都道府県知事は、「新政策」，「稲作以外の主要経営部門についての経営の展望と政策展開の基本方向」（平成5年9月29日農政審議会報告），経営基盤基本方針，経営基盤基本構想，農林業等活性化基盤整備計画，「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」及び各作物に係る生産の振興に関する計画等における農業生産の基本方向（以下「農業生産の基本方向」という。）に即し，次に掲げる事項を内容とする県振興基本方針を策定し，地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農産園芸局長，沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

（ア）農業生産の総合振興に関する基本方針

（イ）主要作物の生産振興方針

（ウ）効率的・安定的な農業経営の基本指標

（エ）経営体を支える人材の育成確保方針

（オ）将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針

（カ）緊急生産調整推進対策（緊急生産調整対策要綱に基づく緊急生産調整推進対策をいう。以下同じ）の推進方針

（キ）その他必要な事項

イ 市町村振興計画

市町村長は，県振興基本方針に即して，次に掲げる事項を内容とする市町村振興計画を策定し，都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は，市町村振興計画が提出されたときは，地方農政局長に提出するものとする。

（ア）農業生産の総合振興に関する基本方針

（イ）主要作物の生産振興方針

（ウ）効率的・安定的な農業経営の基本指標

（エ）経営体を支える人材の育成確保方針

（オ）将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針

（カ）緊急生産調整推進対策の推進方針

（キ）その他必要な事項

ウ 県振興基本方針又は市町村振興計画の見直し及び変更

（ア）都道府県知事又は市町村長は，県振興基本方針又は市町村振興計画の見直しを適宜行い，必要に応じて当該県振興基本方針又は市町村振興計画の変更を行うものとする。

（イ）県振興基本方針又は市町村振興計画の重要な変更は，ア又はイに準じて行うものとする。

（2）事業の実施

ア 事業の実施方針

（ア）農業生産体制強化総合推進対策事業は，地域の実情に応じつつ，本対策の各種事業を適切に組み合わせるとともに，畜産再編総合対策（畜産再編総合対策基本要綱に基づく畜産再編総合対策をいう。）との総合的实施に配慮するほか，各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

また，緊急生産調整推進対策の着実な推進に配慮するものとする。

（イ）農業生産体制強化総合推進対策事業は，市町村振興計画（ただし，都道府県の区域を対象とする広域的な事業等にあつては，県振興基本方針とする。）に基づき地域農業の生産体制の強化のために実施するモデル性を有する事業であり，事業実施主体が事業の実施計画を作成し，おおむね6年間にわたって計画的に実施するものとする。

イ 事業の内容

（ア）農業経営育成対策事業

この事業は，地域，産地等の段階で今後育成すべき経営体等を明確化し，新技術や新たな生産方式の導入を通じて，これらを核とした農業生産体制（システム）の確立を図るとともに，将来の経営体が具備すべき新技術・経営方式の導入・実証，将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保等経営体育成の加速化を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

（イ）地域農業生産再編特別対策事業

この事業は，ウルグァイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の緊急的な整備，主要畑作物の主産地化，立地条件等を活かした高付加価値型農業の産地育成，中山間地域等における新作物の導入等を推進し，多様な地域農業の展開を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

（ウ）りんごわい化栽培等緊急推進対策事業

この事業は，国際化に対応し，果樹の生産改善を推進するため，りんごのわい化栽培，うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を緊急に推進するために必要な条件整備事業を実施するものとする。

（エ）生産高度化基礎条件整備推進対策事業

この事業は，生産性の向上及び高品質生産の実現のために，地力の増進，優良種子・種苗の供給等基礎的な条件の整備を進めるために必要な各種事業を実施するものとする。

(オ) 環境保全型農業総合推進事業

この事業は、長期的視点から環境保全と農業の持続的再生産を可能とする環境保全型農業を推進する体制整備を進めるために必要な各種事業を実施するものとする。

(カ) 水田麦・大豆等生産振興緊急対策事業

この事業は、水田を活用した麦・大豆等の生産について、生産性や品質の向上等の課題に対応した水田営農を推進するために必要な各種事業を実施するものとする。

表1 予算額

	10年度
農業経営育成対策事業	165億円
地域農業生産再編特別対策事業	84億円
りんごわい化栽培等緊急推進対策事業	20億円
生産高度化基礎条件整備推進対策事業	24億円
環境保全型農業総合推進事業	13億円
水田麦・大豆等生産振興緊急対策事業	130億円
推進指導	5億円
合計	441億円

第2節 緊急生産調整推進対策

1 緊急生産調整推進対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策（46～50年度）、水田総合利用対策（51、52年度）、水田利用再編対策（53～61年度）、水田農業確立対策（62～平成4年度）、水田営農活性化対策（5～7年度）、新生産調整推進対策（8～9年度）に続いて、10年度から緊急生産調整推進対策を実施している。

(2) 緊急生産調整推進対策の概要

ア 趣旨

平成6年からの4年連続の豊作による需給の大幅な緩和といった状況等を克服するため、平成9年11月20日に「新たな米政策大綱」を決定し、その中において生産調整対策、稲作経営安定対策、及び計画流通制度の運営改善の三つを基軸とする総合的な対策を講じることとしたところである。

このうち、生産調整対策については、大幅な需給緩和状況を背景とする自主流通米の価格の下落に歯止めをかけ、我が国の稲作経営の将来展望を切り拓くために、緊急に生産調整規模を拡大して取り組むこととし

ている。

あわせて、生産調整対策の推進に当たっては、水田の有効利用と合理的な営農の実現を図る観点から、麦、大豆、飼料作物等の他作物を取り込み、稲作・転作が一体となった望ましい水田営農の確立を図ることが必要である。

このことから、生産調整の着実な実施による米の需給均衡の早期回復と稲作・転作が一体となった望ましい水田営農の確立に重点を置いてその推進を図っている。

イ 生産調整対象水田面積等

(ア) 生産調整対象水田面積の決定の原則

a 需給均衡の回復を図るための生産調整については、平成12年10月末の国産米在庫を適正備蓄水準の上限である200万トンまで縮減することを目指して、2年間かけて取り組んでいる。

b 平成10年度の実績目標面積は、963千haとし、毎年の需給・価格動向を踏まえ、生産調整目標面積については、毎年適切な見直しを行うこととしている。

c 生産調整目標面積を達成しても作況によって効果が減殺される場合もあることから、都道府県別生産調整目標面積のほかに生産目標数量を参考として示している。

(イ) 農業者別の生産調整対象水田面積の決定

a 農業者別の生産調整対象水田面積は、食糧法に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画に定める米穀の生産目標を基礎とし、国から都道府県、市町村、農業者の順に決定し、通知する。

b aの決定手続に先立ち、全体需給の調整を図る観点から、都道府県、市町村の順に行政機関及び農業団体等が、あらかじめ生産調整目標面積を提示する。

市町村段階では、農業者・地域の自主性の尊重の観点から、市町村別生産調整目標面積を踏まえて策定した生産調整の実施方針を農業者に提示しつつその希望を聴くとともに、とも補償事業や地域間調整活動等を行うことにより、農業者の意向が極力反映されるよう十分な調整を行った上で検討している。

ウ 生産調整推進のための助成措置

需給調整に貢献している生産調整実施者（目標達成率100%以上の農業者）の経営安定を図り、生産調整に伴う不公平感を改善することを通じ、生産調整の円滑かつ実効ある推進を図るため、以下の対策を一体的に実施している。

(ア) 米需給安定対策

「とも補償」の考え方を全国的に展開し、全国各地

の農業者の公平な抛出（水田面積10a 当たり 3 千円）と政府の助成による資金を造成し、この資金から生産調整の取組の実態に応じて生産調整実施者にも補償金を交付している。

（イ）水田営農確立助成金

転作の定着化と水田経営の安定を図るため、麦・大豆・飼料作物など他作物を取り込み稲作・転作が一体となった望ましい水田営農の実現に取り組む農業者・地域を支援するための助成金（水田営農確立助成金）を交付している。

なお、助成金の交付対象者は米需給安定対策の交付対象者であって、生産調整実施者である。

（ウ）稲作経営安定対策

稲作農家が安心して営農に取り組めるようにするため、生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための資金を交付している。

なお、この資金の交付対象者も米需給安定対策の交付対象者であって、生産調整実施者である。

（エ）水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策

水田を活用して麦・大豆・飼料作物の生産に意欲的に取り組む農業者を緊急に支援するため、湿害の克服、収量向上などの課題に対応した技術対策を計画的に実施する農業者・営農集団に対し必要な経費を助成している。

（オ）米需給安定対策、水田営農確立助成金及び水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策の体系と水準は表2、3、4のとおりである。

（3）10年度における対策の実施状況と11年度における対策の推進

ア 10年度における緊急生産調整推進対策の生産調整実施見込面積（6月30日現在）は、954千haであり、99%の実施率となった。

イ 生産調整実施見込面積のうち、転作が555千ha

表2 水田営農確立助成金の種類及び内容

種 類	内 容
(1) 高度水田営農確立助成	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稻作を組み合わせた望ましい営農の確立を図るための助成
(2) 団地形成助成	転作田の団地化を進めるための助成
(3) 生産組織・集落営農助成	中核農家等を中心に組織される生産組織による稲作及び転作の組織化を図るための助成
(4) 畜産複合助成	有畜農家と結びついた計画的な飼料作物転作を進めるための助成
(5) 中山間産地形成助成	中山間地域等において農業協同組合を中心に転作作物による産地形成を図るための助成

表3 緊急生産調整推進対策助成補助金等の体系と水準

（単価：千円／10a）

助成の種類	転 作			多 面 的 機能水田	調整水田	保 全 管 理 自己保全管理 土地改良 通 年 施 行
	一般作物	永年性作物等	特例作物			
米需給安定対策						
一 般	25	25	4	25	10	4
地域集団加入促進	5	5	5	5	5	—
水田営農確立助成金						
高度水田営農・確立助成	20	—	2	—	—	—
団地形成助成	10	—	2	—	—	—
生産組織・集落営農助成	10	—	2	—	—	—
畜産複合助成	10	—	—	—	—	—
中山間産地形成助成	10	—	2	—	—	—

- 注 (1) 「米需給安定対策」とは、生産者による単位面積あたり全国同一の金額の抛出（水田面積10a当たり 3 千円）と政府の助成により全国規模で資金を造成し、この資金から地域における生産調整の取組の実態に応じ、交付を行う対策である。
- (2) 「地域集団加入促進」とは、生産者団体が自主的に実施する地域における集団的な加入促進の取組に対して、政府が全額助成するものである。
- (3) 水田営農確立助成金は、一定の作業規模要件・経営規模要件等を満たす生産組織及び個別経営体（農家、農業生産法人）を対象とし、いずれか一つの種類のみを選択する。
- (4) 米需給安定対策のうち永年性作物等転作に係るものについては、一定年限に限り交付する。
- (5) 自己保全管理は、市街化区域等では実績算入とする。